

佐世保市監査委員公表第22号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年7月7日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



環境部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 環境部

環境政策課、ゼロカーボンシティ推進室、環境保全課、
廃棄物減量推進課、廃棄物指導課、不適正処理事案対策室、
クリーン推進課、施設課、西部クリーンセンター、
東部クリーンセンター、クリーンピュアとどろき

3 監査の期間 令和7年5月9日（金）～令和7年7月1日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いを整理していないものがあつた。

(西部クリーンセンター)

規則を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

2. 支出事務

- ① 他課の職員の出張命令伺において、佐世保市事務処理規程第8条第1項第1号で「主幹及び課長補佐職以下の職員の出張命令…に関する事。」は、課長専決事項と規定されているにもかかわらず、所属長の決裁を受けていないものがあつた。

(環境政策課)

- ② 会計年度任用職員の通勤手当が誤支給となっているものがあつた。

(クリーン推進課)

専決区分の相違は、内部統制における重大な不備である。

規程を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

また、会計年度任用職員への通勤手当誤支給は、前回は発見した不備事項である。

組織的なチェック機能を強化し、適正な事務処理を行うよう徹底されたい。

3. 契約事務

- ① 精霊流し行事中央会場等警備業務委託契約において、佐世保市財務規則第 144 条第 3 号に規定する契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。

(環境政策課)

- ② 物価高騰対策事業広告掲載業務契約において、佐世保市財務規則第 178 条(同規則第 165 条の規定を準用)後段ただし書きの要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。

(ゼロカーボンシティ推進室)

- ③ ごみカレンダー・分別表作成業務委託契約ほかにおいて、佐世保市財務規則第 144 条第 3 号に規定する契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。

(廃棄物減量推進課)

規則を認識し、適正な事務処理を行われたい。

4. 財産管理事務

- ① 被服貸与において、佐世保市職員被服貸与規程第 7 条で「所属課かいの長は、…被服貸与簿を備え、貸与…の状況を記録しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、被服貸与簿を備えず貸与の状況を記録していないものがあつた。

(東部クリーンセンター)

規程を再確認し、適正な事務処理を行われたい。